

令和7(2025)年度みよし市6次産業化支援事業補助金公募要領

1 趣旨

この要領は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号）に定めるもののほか、みよし市6次産業化支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

みよし市では、みよし市産の「農畜産資源」を活用した6次産業化による産業振興に取り組んでいます。

この補助金は、市内の農業者及び中小企業者が行う、市内で生産等される農畜産資源を活用した新商品開発又は販路開拓(以下「新商品開発等」といいます。)を推進するため、新商品開発等の事業計画を募集・選考し、支援します。

3 対象者及び募集内容

(1) 対象者

次の方で市税を滞納していない方とします。

ア 農業者（農業を営む者で本市に住所を有する方若しくはこれらの方たちで組織する団体又は市内に事務所を有する農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいいます。）

イ 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で市内に事務所を有する方をいいます。）

(2) 募集内容

本市で生産等された農畜産資源を活用した次の事業プラン

事業名称	事業内容
新商品開発事業	6次産業化により新商品、新サービス等の研究開発を行う事業
販路開拓事業	6次産業化により開発した新商品、新サービス等又は農業者自らが生産した農畜産資源の商談を目的とした展示会出展や企業訪問又は新たな流通経路の開発を行う事業

※1 「6次産業化」とは、次のいずれかの取組みをいいます。

- ①農業者及び中小企業者が連携し、互いの経営資源を有効に活用し、商品開発及び販路開拓を行う取組み
- ②農業者が自ら生産した農畜産物を活用し、商品開発、加工又は販売までを実施する取組み
- ③中小企業者が農業者の生産した農畜産物を活用し、商品開発、加工又は販売する取組み

※2 新商品開発事業にあっては、「従来製品の素材及びデザインの変更」、「実現可能性のない事業」は対象としません。

※3 販路開拓事業にあっては、新商品、新サービスは、過去2年以内に開発された

ものに限りません。また、展示会等は市外で開催されるものに限りません。

4 支援内容

事業プランに対する補助金を次のとおり支援します。

区分	補助率	補助金の限度額
新商品開発事業	補助対象経費の2分の1以内	10万円以上50万円以内
販路開拓事業		5万円以上20万円以内

※ 算出した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とします。

5 補助対象経費

事業プランを実施するために必要な経費で、次に掲げるもののうち、みよし市が必要かつ適正と認めるものとします。ただし、国、他の地方公共団体その他の機関から補助金がある（交付見込を含む。）場合は、その補助金等を控除して算出した経費とします。

事業名称	補助対象経費
新商品開発事業	1 原材料費 2 消耗品費 3 機械装置等借上費 4 外注加工費 5 専門家謝金 6 開発費（技術コンサルタント料、デザイン料、システム開発費、試作費、実験費、設計費等） 7 知的財産権の取得に要する経費 8 マーケットリサーチ費 9 その他商品開発に必要と認められる経費
販路開拓事業	1 広告宣伝費（宣伝資材の作成費、ホームページ作成費等） 2 展示会出展費（出展料、運搬費、宣伝用ビラ・ポスター・リーフレット作成費、展示用什器費等） 3 その他販路開拓に必要と認められる経費

※1 事業に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金の交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、当該年度内に事業が完了し、かつ証拠書類によって補助事業に使った金額が確認できる経費を対象とします。

※2 借入に伴う支払利息、公租公課、不動産購入費、機械装置等購入費、飲食・接待費、税務申告・決算書作成のため税理士等に支払う費用、振込手数料、その他補助金の使途として必要と認められない費用は対象外とします。

※3 委託費については、理由が明確、かつ妥当なもののみ対象とします。

※4 交付申請は、事業実施年度において1事業主体につき1回のみとします。ただし、新商品開発事業と販路開拓事業の両方を申請する場合はこの限りではありません。

※5 補助金の交付決定を受けた事業について、翌年度以降に同一の補助対象事業について申請があった場合は補助の対象としません。

6 事業の実施期間

事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日から令和8(2026)年3月31日までとします。

7 応募方法

(1) 提出書類

公募期間内に、みよし市6次産業化支援事業計画書（様式第1号）に添付書類を添えて、みよし市役所市民経済部産業振興課に持参してください。

(2) 公募期間

令和7(2025)年4月1日（火）から令和8(2026)年2月2日（月）まで

8 補助事業計画の採択

(1) 採択方法

事業の採択は、選考委員会による選考結果を踏まえ、採択基準を満たしたものから予算の範囲内で順次決定します。

(2) 審査の手順

ア 形式要件の確認

担当課において、応募資格や申請内容に関する形式要件の確認を行います。

イ 選考委員会による審査

みよし市市民経済部で組織する選考委員会において次号の評価基準に基づいて事業計画の審査を行います。

ウ 現地調査

必要に応じて担当者による現地調査を行います。

(3) 評価基準

ア 新商品開発事業

(ｱ) みよし市の農畜産資源の活用度合

農畜産物の特長が商品に十分に活用されているか。

(ｲ) 計画の妥当性、実現の可能性

事業計画の内容に無理がなく、商品化が可能であるか。

(ｳ) 商品の新規性、独創性

事業内容に類似性がなく、新規性、独創性のある商品開発となっているか。

(ｴ) みよし市や使用する農畜産資源の魅力向上への効果

開発する商品等に、みよし市や農畜産資源の魅力や知名度の向上に繋がるような特長はあるか。

イ 販路開拓事業

(ｱ) 事業実施の妥当性

事業の目指す成果が妥当であり、その実現が期待できるか。

(ｲ) 市場性

新商品等に市場ニーズがあるか。また、今後の事業活動による販路拡大が期待できる

か。

(り) みよし市や使用する農畜産資源の魅力向上への効果

事業内容に、みよし市や農畜産資源の魅力や知名度の向上に繋がるような特長はあるか。

(4) 選考結果

選考の結果については、事業計画の提出後15日以内に書面にて通知します。

(5) 公表

採択された事業については、事業主体、事業名、事業概要を公表することがあります。

9 補助金の交付申請

前項の補助事業計画の採択を受けた補助事業者は、補助事業計画の採択の日から30日を経過する日又は補助事業に着手する10日前のいずれか早い期日までに、みよし市6次産業化支援事業補助金交付申請書（様式第2号）に添付書類を添えて、みよし市役所市民経済部産業振興課に持参してください。後日、補助金の交付を書面にて通知します。

10 採択事業の留意事項

(1) 事業実施にあたっての条件

ア 事業の実施にあたっては、みよし市補助金等交付規則及びみよし市6次産業化支援事業補助金交付要綱の規定に従うこと。

イ 事業の内容に変更が生じる場合（事業費の変更等により補助金の交付決定額に変更が生じる場合を含む。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。

ウ 事業が予定期間内に終了できないと見込まれるときや、事業の遂行が困難となったときは、速やかに担当課に報告し、指示を受けること。

エ 事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 実績報告

事業が完了したときは、事業完了の日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、みよし市6次産業化支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に添付書類を添えて提出してください。

(3) 補助金の請求及び交付

(2)の実績報告書を提出し、内容が適切と認められた場合に市長に補助金の請求書を提出してください。後日、補助金を交付（指定された口座に振込み）します。

(4) 関係書類の整備

補助事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存してください。

(5) 立入検査等

支援事業の適性を期すために必要があるときは、事務所、事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査、若しくは、関係者に質問することがあります。

(6) 事業終了後の調査

事業終了後においても、事業成果に関する調査を実施することがあります。

11 問合せ及び申請書提出先

みよし市役所市民経済部産業振興課

みよし市三好町小坂50番地

電 話 0561-32-8015

ファクス 0561-34-4189

E-mail sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp